

「地方交付税等の大幅削減に対する緊急コメント」
の発表（全国知事会）

本会会長の梶原岐阜県知事は、2月9日（月）に記者会見を行い、「地方交付税等の大幅削減に対する緊急コメント」を発表しました。

コメントは以下のとおりです。

地方交付税等の大幅削減に対する緊急コメント

景気低迷に伴う税収減等により、地方公共団体では、多額に上る財源不足が発生するなど、未曾有の財政危機に直面している。

このため、各地方公共団体においては、財政再建に向け、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、国の取り組みをはるかに上回る徹底した行財政改革に取り組んでいる。

もとより我々は、地方交付税の見直しは必要と考え、それを受け入れる覚悟も持っているし、それ相当の行財政改革にも取り組んでいると自負している。

しかし、今回の平成16年度地方財政計画では、「三位一体の改革」の名の下に、地方交付税及び実質的にこれと一体の臨時財政対策債が、突然に前年度比12%も大幅に削減され、平成16年度の地方公共団体の予算編成にも著しい支障を来している。

国の「三位一体の改革」における国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが突出して行われることは、地方公共団体の財政運営に致命的な打撃を与えるものであり、極めて遺憾である。

以上のことから、全国知事会会長として、以下の項目について緊急に意見を表明するものである。

1 地方財政見直し等の早期公表と地方の意見の反映

今回の地方財政対策では、各地方公共団体が予算編成の大詰めを迎えようとしているさなか、我々の予想をはるかに上回る地方交付税等の削減が行われたところであるが、こうした措置は地方公共団体に大きな混乱を生じさせるだけでなく、国に対する大きな不信感を招くものである。今後、地方公共団体の毎年度の予算編成に支障が生じないように、地方財政見直し、三位一体の改革の具体的内容などをできる限り早い段階で明らかにし、地方の意見を十分に反映させること。

2 的確な財源保障

地方単独施策の思い切った打ち切りなどの歳出削減策を講じたとしても、今回の急激な地方交付税等の削減によって、ほとんどの地方公共団体が財政

運営に行き詰まることが明らかである。

国が地方に対し義務づけている膨大な量の事務事業が見直されていない中、地方財政計画において、地方交付税が大幅に削減されるなど財源措置は不十分であり、地方の財政需要及び収入の見積りに当たっては、地方の実情を十分踏まえて的確にこれを行い、それに応じた財源保障を確実に措置すべきである。

国の財政再建のために地方に負担を押しつけることがあってはならない。

3 今後の地方財政への対応

政府は、こうした地方公共団体の厳しい危機的な財政状況を十分に認識し、地方公共団体が、将来の見通しをもって予算編成や行財政運営ができるよう、追加的な地方財政措置の実施を含めた適切な対応を講ずべきである。

平成16年2月

全 国 知 事 会
会 長 梶 原 拓